

40

郷土資料

大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料

第四十回史跡めぐり資料

大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料
大田町史跡めぐり資料

越谷市郷土研究会

第四十回史跡めぐりと案内

日時 昭和四十六年四月廿五日

時間 午前九時四十分 越谷駅集合

場所 越

- 越谷駅 九時五十二分 浦和行バス
 - 大門下車 見学
 - 1 会田本陣 脇本陣
 - 2 大門神社
 - 3 大興寺
 - 4 板石岩塚
 - 5 其他
- ← 越谷駅解散

会費

四〇〇円

交通費・昼食代を含む

目次

- 1 日光御成街道大門宿と会田本陣跡 一頁
- 2 大門宿と大興寺 一〇頁
- 3 新編武蔵風土記橋より 一〇頁
- 4 浦和市文化財調査報告書第十三巻より 一一頁
- 5 采蓮阿弥陀三尊板石岩塚 一二頁
- 6 大興寺の天然記念物 一三頁
- 7 大門神社の天然記念物 一四頁
- 8 文永七年銘板石岩塚 一五頁
- 9 中野田村と明照寺 一三頁
- 10 新編武蔵風土記橋より 一四頁
- 11 浦和市文化財調査報告書第十三巻より 一五頁
- 12 春日氏一族の墓 一六頁
- 13 大泉院 一六頁
- 14 明照寺 一六頁
- 15 春日氏系譜……藤原氏支流 二〇頁

日光御成道大門宿と会田本陣

越谷市郷土研究会理事

大村進

大門宿は浦和市の東部に横たわる鳩ヶ谷支台の上に位置し、この台の上に貫通する日光御成街道沿いに発達した宿場である。この日光御成街道といふのは、

江戸東郷郡分村から中山道と合かれ、岩槻宿を経て荒川を渡り、真萩に入つて川口・鳩ヶ谷・大門岩槻の四宿を経て幸手宿と真州街道と合し、幸手宿で再び真州街道と合かれ日光に至る街道と、徳川将軍が日光御成に参詣する折通行したことからの名がある。このうち幸手宿から幸手宿までは真州、日光御成街道は重複しており、また江戸より岩槻までは別名岩槻街道とも称されている。

御成道大門宿は足立郡の東南部に在り、東に北原、戸塚の二村、西は大磯、玄蕃新田の二村、南は戸塚・同宮と北原の三村、北は注・中野田・下野田の三村に接し、道中世間、江戸よりの行程六里餘、隣宿鳩ヶ谷より一里二十五町、岩槻宿より二里十一町の間にあつた。宿の広さは東西に十と

町、南北に二十五町と東西の入口には、岩槻宿に通ずる取道がある。この取道は以前御成道であつたが大門を指並みを越する上道がお成道を鳴えられたため日光御成下道と改称した。

大門宿の由来を見ると、戦国期には岩槻太田氏の領有下となり徳川入国後は岩槻藩領と爲して、当初大門村とも称し村方であつたが、寛文年間(一六六一—一六七三)より江戸よりの往来が頻繁になつたので宿方同様の入馬役も仰せつけられていた。

文祿十年(一六九一)二月、岩槻城主松平伊賀守忠周が祖馬回馬石に転封すると大門村は土地となり以後天領支配となつた。この府隣村の西方村も併せて一村とし、伝馬宿を仰せつけられたのである。菊文廟より同村は大門町とも称し、主として地方蕃類には大門村、往還蕃類には大門町と記載され両様の呼称が併用されたが、文祿十年宿方取立以後は大門町となつた。

宿の總定入馬は入足二五入、伝馬二十五疋を定ぬ

られ、また勸業制度も確定され、管内に河屋場、高札場も設置されていた。しかし、何分にも日光御成道は社の主要街道と異なり、その往來と總川稻軍日光社參を除けば平常の交通量はきわめて少なく、わけても大門宿は御成道中もつとも規模が小さく、稻軍の小休所もしくは、稻軍沐浴所となる岩瀧城の警備宿所としての機能を帯びていた。因みに日光社參をみると元和三年（一六二一）二代将軍秀忠より始まり、天保十四年（一八四三）十二代家慶まで十九回行なわれたが、五代綱吉以後暫らく中止され、八代吉宗に至つて旧に復した。日光御成道の社參は、寛永二年（一六二五）三代家光が最初で以後天保までに數回續成りになつた。安永五年（一七九六）の家治社參の際には日光御成道通行と決められたので、大門宿では前年七月より準備に社參され、この時の入馬寄高は多数ののほり、入足一六・四二七入、馬三九二六疋耶却是矣 助郷十五ヶ村、定助郷同様五ヶ村、加助郷二十三ヶ村、総石高一〇・九六一石にも及び大門宿は申すまでもなく近郷農村へも遠重なる負担を課し農村の疲弊化を促進していつた。

大門宿の状況は、寛永二十年（一六四三）年寄割村によると田畑飯割一又五町四反一畝二十五歩（町二〇七町一反三畝四歩、畑六八町二反八畝二十一歩）とあり、翌年の正保元年（一六四四）の武蔵田寄割には高八九と石四斗五升八合（町六二と石三升一合）（一・八一八）の村差出銘御帳によると宿の規模内容は次の如くである。

家数 百六拾大町

村 御成陣 町屋名主兼常 意 軒

町屋名主兼常 意 軒

町屋名主兼常 意 軒

百貳拾大町 本百姓

大町 旭借百姓

拾大町 永吞百姓

大町 寮

大町 寺

総入別 又百六拾七入

馬 廿六疋

牛 無御座候

男 三百九拾五入

文 三百六拾貳人

醫師 奇人

出家 六人

道心 三人

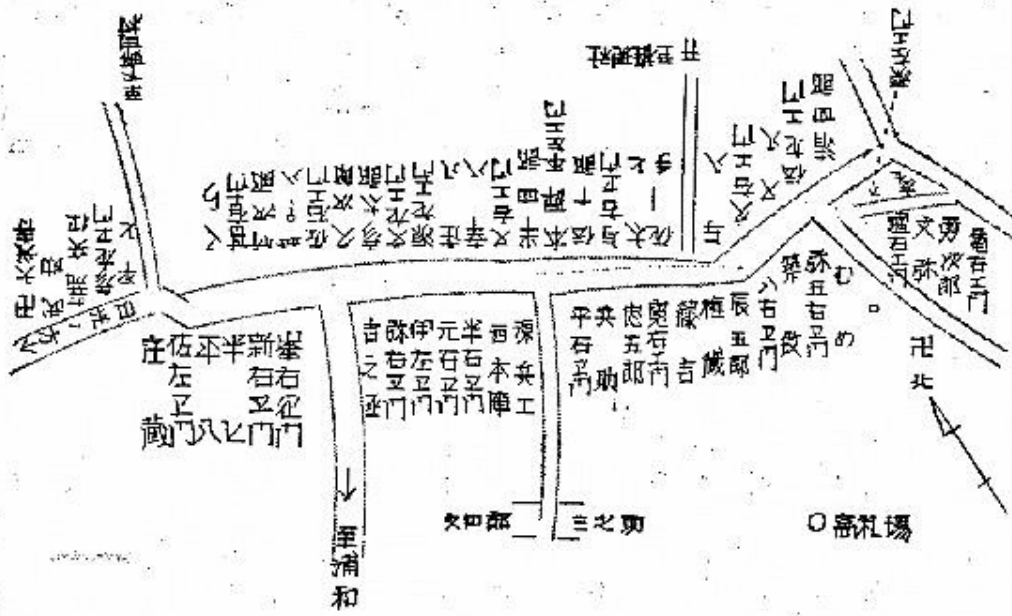
この記録によると、諸全体が百世で齋戒され、
羨望も商家もなく、村方同様であつた。文政四年
(一八二一)の状況を見ると宿高一・三と石七斗
三升五合、戸数一五三軒、内本陣二軒(一軒は臨
本陣) 入別と百四十七人とあつた。戸口をもと
減収をみせている。また宿入場は西運入馬等を除
けば立入足拾五入、立馬十八疋と規定入馬に満た
ず、残余は足助知村の寄租へ転化し、宿預祖の分
散を圖つていた。おもりに規定入馬すら負担出来
ない貧弱であつたため本陣の規模もまわめて小さ
く中山道浦和宿本陣の二二〇坪余、大宮宿本陣の
一九〇坪余に比して八五坪程度の簡素なものであ
つた。このため会田家では本陣数も免除されず百
世同様年貢、往還納役等を負担していた。ところが
が一度日光社参がふれ出されると商家では本陣と
しての格式を整えて本陣役を勤めねばならなかつた。
そのため多額の宿費を迫られ、商家は勿論宿民の

負担には多大なるものがあつた。このため宿家預備
は恩恵にまかせず、天保四年(一八三三)会田家で
は、台風にあつて被害を蒙つていた本陣家往還宿の
ため代官より貳百兩を拝借し、また嘉永の頃(一八
四八〜五四)には、往古一二〇石だった総元町畑が
本陣職勤社のため賣地に出来六〇石に減じたこと許
せている。尚の諸百姓も同様難儀を致し、甘畑を隣
宿より借入耕作して、その作物である芋、生姜、百
合根等を江戸神田や子往河原や駒込等で売捌いてい
た。毎年十月朔日より翌年三月朔日まで、火の番を
本陣・同座若主除いた百姓共で行い、往還掃除も同
様であつた。

次に宿並みの状況をみると、文政六年(一八二五)
に将軍の日光社参の下調べとして当宿の下宿数番上
帳が作製提出されたが、それによると当宿の家数凡
一六四軒、総入別とと入で、本陣及び臨本陣を中
心として東西に家数八四軒が配載されていた。この
うち五九軒は往還に面して並んでおり、二三軒の入
家の分と西本陣より南側の二軒との併せて二五軒が
往還より奥まった処に位置していた。この宿並みで
三十坪以上の家が二十軒ある。その分布は往還東

文政6年 御成道家敷路上に傾したる

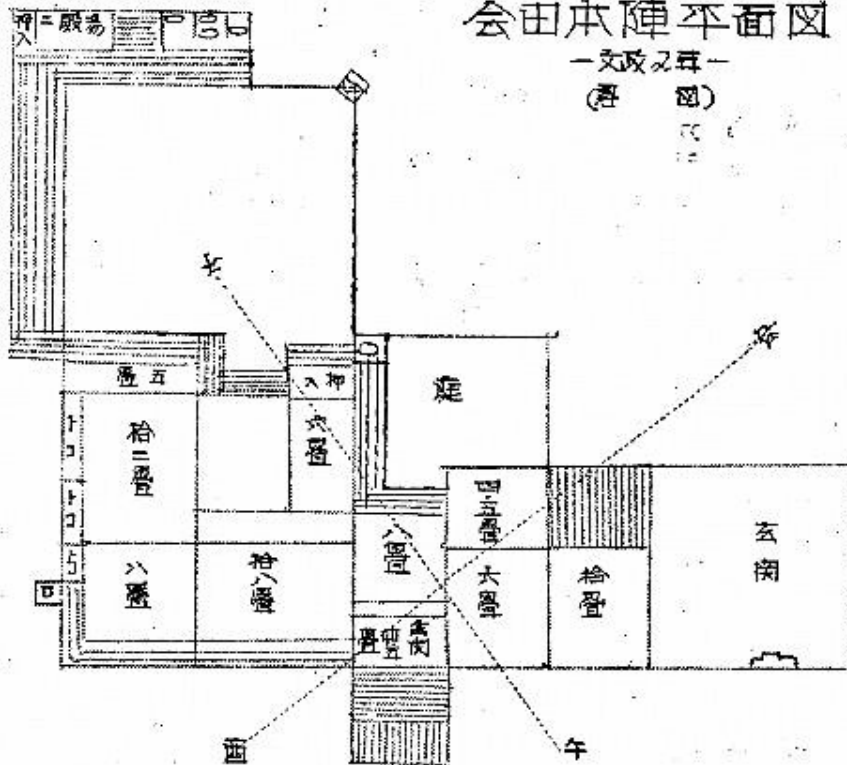
日光「御成道大門」宿並図



側には軒・西側に五軒・それに入家が八軒の割合であつて街道に面してゐない方に大きな家が多い

会田本陣平面図

一文政又尋一
(尋 函)



ように復定される。宿並の復原図及び元治二年()の宿並絵図は次の通りである

なお、本陣には高札場が設けられ、その大きさは、文政五年の高札場御普請細入用書上帳によると、長さ 志丈六尺四寸、横 五尺
高さ 卷文
であつた。

この高札場は安永五年（一七九六）に屋根の修積がなされ、文化十一年（一八一四）に朽腐甚しく、雄村町並となつたので、新規普請が行なわれ、その費用は金拾兩永五拾と文武分であつた。

また、大門宿で注目すべきは鷹場の設定であつた。鷹狩りは徳川初期の武断主義と家来の民情探察の手段として、しばしば行なわれ、この地でも鷹場として使用されてきた。このため寛永以前には谷場村に公儀鳥見役の大平治助、鍋築善九郎、丸山三之丞の下屋敷があり、この地城一帯が公儀鷹場に設定され右三人、着が差配に當つていたことがわける。寛永三年（一六二六）後述のように紀州鷹場となると会田平九藩門番二名が鳥見役を命ぜられ其後慶安以降元禄期までには屋努権兵衛、松本孫右衛門の二名が加えられている。當時の鷹場區域は足立郡下之指扇、大宮、永崎、南郷、平

方、植田谷、小屋、赤山、岩槻、与野、蒲川、浦和等十三領に及んでいた。

ところが五代綱吉の代に生類憐みの令が發布されるとこの影響により元禄大耳（一六九三）紀州鷹場も廃されたが、後に八代吉宗が將軍隊に登場すると徳川家草創期の武断主義への復活が目ざされ、享保二年（一七一一）には鷹場制度も復活し、五二村、村高一五、八六八石三升四合が紀州鷹場となつた。

享保十年（一七二五）の御鷹場總村石高帳によると鷹場内には八名の鳥見役が置かれ、その支配區域は現在の荒川以東の北區上尾から南は川口まで、東は越谷に至る村敷二〇村、村高五八、一六三石余に及ぶ大きなものであつた。このうち南郷地城は公儀鷹場と境を接し、羽合女による紛糾や披飼御用のため公儀鳥見役の巡回及び清水家借鷹場とも入組んでいたために領民に行政的経済的三重負担が生じ、暫々窮状が訴えられていた。

次に本陣会田家について考察すると、会田家の先祖は、河家伝来の由緒書、先祖書等によると

「永禄年中（一五五六）小田原北条氏の武將であつた会田中務盛であつたと云われ、その嫡孫の

金田外紀が、岩槻城と「懇意たる」によつて大門村望湧山に居住したので始まりと伝える。金田中勢丞については永禄二年（一五五九）北条氏康が家臣団の所領、役高を記した「小田原家領役帳」に江戸聚の一入として挙げられ江戸下平川内郷西郷山岩、岡銀塚、岡刺戸の四ヶ村に合計二と六横九〇の文を領有していた。

外紀の娘は、豊臣秀頼の臣木村長門守重成の一族、木村の兵衛と婚姻を結び牛千代を生んだ。牛千代は母方の姓をとり金田兵衛江門俊明と名乗つて金田家を継ぎ可家では俊明を第一代としている。やがて大門村が紀州鷹揚に設定されると、寛永三年（一六二六）俊明は紀州彌置編に召出され、深作村（現大宮市）の名主ハ木橋七兵衛とともに高見夜を仰せつけられている。

高見夜は鷹揚の管理を主要任務とし鷹揚の村々を巡回して野鳥の繁殖状況や鷹揚の産物状態を視し農民を指揮督励した。近世初葉には、高見夜は探察も兼ねており、また鷹揚が公領、私領をおおつて設けられていた関係上、その権限は強大であり、村々でも古藩があつて名望、権力ともに兼叙

備った農民が選ばれて任命されたのである。かような名家は村役を勤める家柄が多いのであるが金田家も同様で、高見夜とともに本陣、同座、名主役を兼務するなど大門指の要職を一手に引受けていた。

金田家が名主役を命ぜられたのは元和元年（一六二五）以前と推定され、阿部備中守正次（元和九年岩槻城主）より寄字帯刀御免を許されまた松平伊領将（貞享三年岩槻城主）からも同様御免を許されていたので疑くも阿部正将中には名主役を勤めていたことがわかる。ところが前述のように元禄六年（一六九三）鷹揚が廃されると二代俊次は高見夜を許して同十年大門指が天領となるに及んで、日光御成道指取整備院と相談つて翌月には代官伊奈平江江門より本陣向屋名主役兼備を仰付けられた。また享保二年鷹揚制が復活されると直ちに高見夜となり、以東幕末までこれら要職を歴任し、かたわら、文政五年（一七九三）以来寺小苗を冊封、明治六年に至るまで三代ハ〇年にわたつて近郷子弟の教導に与つた。

現社・本陣の遺構を伝えるものはわずかに長尾門のみであるが、風門は金田落穂集の記述によると、

元禄七年（一六九四）補修を受けた古い建築である。これは将軍、公卿、諸大名等の沐浴を迎えるために重要な役割をもち、玄肉櫛のところに一般家屋では造作が許されず、厳重な取崩りを受けた。

長屋門の状況を詳しくみてみると、間口は九間で奥行に三間の寄棟、かやぶきで、入口の右取は格子窓をとり番煎とし、表側の壁面は大壁で腰版はサウラ子板張りとなっていた。

通帯 本陣の向福えとしては、冠木門も標門を設ける場合が多いが、この大門福は豪華の利用をかねた特長の長屋門の形式をとり、気どらない美しさを表現し、ことさらに大壁を設けたり、入口の上を竹天井にするなど気を使っている。悉く温和な外観で、中央部の扉構えが廻り門全体をひきしめている。

門の細部は 表側は軒を出格とし、軒天井としているが、裏側は粗末な垂木のままで済ましている。源など本陣の建物ではあるけれど、見えない部外は秘力節約を旨とした設計をしており、経管上の苦しさを物語っているようである。

昭和四一年三月・県指定文化財に指定され

四五年三月には解体修理を終了して、往時の大門宿本陣の先福えの景観を再現している。

△会田家文書

最後に大門宿研究の基本史料である会田家文書について一瞥すると現在同家の文書約一万点は、県の浦和国書館文書館に保管され近く刊行をみる「会田家・相沢家文書目録」「会田落穂集」にして、その会書が明らかになる。この文書に鳥冠殺、宿駅明原史料をはじめ極めて良質な史料であつて浦和市指定文化財となっている。なかをひ会田家落穂集とは寛政四年（一七二二）以前における写文書のミニチュア・エッセンシャルとも称すべきものであつて注目すべき史料である。会田家文書の紹介もかねてその内容にふれる。

「同書は四六判半折の紅綴じ十一冊からなり、各冊とも表紙に「会田落穂集 何番」と書かれ、このうち巻番から拾番までの十冊は、他の伝存文書とともに会田家母家裏の土蔵に長年収納されていた。これらは後年長屋門から発見された文書に比べ由緒、毀損が著しく、会田落穂集もその例に洩れず虫食

による文字脱略などを判読困難な箇所が箇所あり綴じの傷みも激しくて、後に綴じ直しの手を加えたものも現受けられた。

会田家は、昭和三十五年二月火災で母屋を全焼し、当時田家にあつた齋宮女資料を灰燼に帰した。会田落穂原の原本は土蔵に保管されていたので幸にも類焼を免れたのであつた。後長尾門を調査した際、偶然にも長持を発見し、その中から多数の文書と共に「拾遺番止」が発見され、これによつて本書の構成十一冊が確認されると共に、完全に割つた形で賜の目を見たのである。

同書は、会田家葬剣以後、寛政四年（一七九三）に至るまでの会田家や大門宿に関係ある主要文書記録類を著し附めたもので、同家が近寺初頭以来被束のように大門宿の要職を歴任していた関係上、会田家の記であると同様に大門宿史を形骸しているのである。

同書が落穂原の名を付しているのは、同書が成立した現世上にすでに流布されていた「地方落穂集」（正編は宝暦十三年成立）の名に倣したのではないうちと思われる。この落穂集のように地方落穂

集は江戸期における治民のことに関し、官民の心得をばならぬあらゆる規則、取締、職制、裁決などを集録した近寺地方に關する基本書であつて、名義についてはその序に、次のようにかかれてゐる。

凡地方は必大不尽にして極りなし、悉く是を知るもの希なり。今此書はわすかに一々二を挙げて爰に記す。竝に大田に落穂を拾ふべし、核て瘼して落穂集と名す。

会田家も本書を編纂した際、同家が諸方の要職を勤める過程で関係した多数の文書記録から残存している僅かの資料によつて纂録し、また同時期にこれが会田家もしくは大門宿の沿革に關する基本書となるためその名を採つたものと思われる。

本書の成立年代については、はつきりわからないが同書拾遺の最後の部「綾瀬川通自善諸人足組合村及勘高帳」の末巻に

前書書物尹塚村 齋橋熊太郎ヨリ借用写之

文政十三年閏三月上旬 会田家次郎

とあるので文政十三年三月以降、天保年間にかけて会田家治頭俊徳と次俊徳の手によつて完成したのであらう。

俊徳は、会田家先祖書によると第7代と伝え、文化二年（一八一五）五月十四日出生、幼名文五郎・目七郎（一八一〇）・宗次郎と改名、文政二年（一八一九）より高見役見習を仰付けられ同年（一八一七）大月、父俊徳の病后により高見取を引継いでいる。父俊徳は若年の折岩楓齋備前王南朝に師事し「文業を學び己に攻る」と伝えるから學識の深い人であつたらしく、文政三年（一八一〇）高見役頭取、同九年（一八一六）には御後道五郎の取締を仰付けられ、大月宿整備に尽力はもらちん会田家下つても中業興盛の人といわれている。俊盛は天保四年（一八三三）六七歳まで存命であつたし、また彼は登戸村（現越谷市）関根家から養子として迎えられた人だけに窮道を加えていた、養家再興には並々ならぬ努力を示しているので、養家の由緒を正し、それを後世に伝えようとして子俊徳とともに会田落穂康成に情熱を傾けたものと想像される。その内容は大別すると次のようである。

註 会田家文書の種類とも合致する。

ト 会田家の由緒に関するもの

ニ 近洲舊郷、高見役関係のもの

三 寶祖関係のもの

四 本陣、同屋役を中心とする交通関係

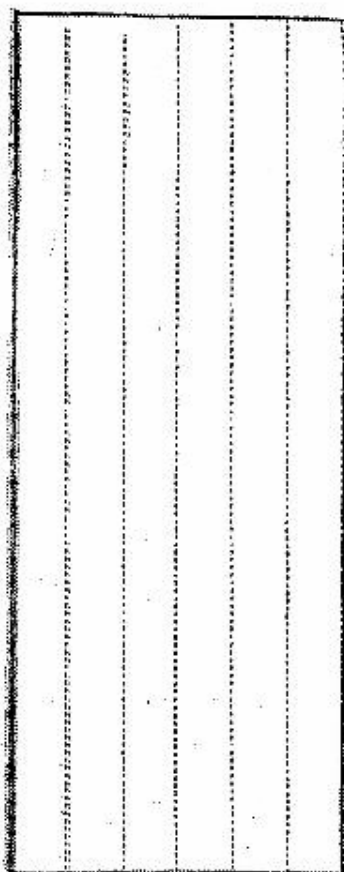
五 菩提寺 大光寺を中心とする社寺関係

六 綾瀬川を中心とする河川関係

又 其の他

各冊ともおおむね編年順に集録され、会田家伝本文書を中心に、近親の旧家等からも史料の提供を受け、その欠を補っている。

本書に集録されている史料は、近洲大納言家下かわる慶長期から始まり、下級は給巻番の寛政四年御鷹湯御方に付巻」まで、前後二百年間とわたつている。



資料 新編武蔵風土記稿抜粋

① 大門宿と大興寺

② 大門宿

大門宿は日光御旅道取寄の一にて、戸塚村より入、辻村と玄蕃新田の境へ墜す。道幅四面、江戸より行程大里餘、東南の入口に埼玉巖岩橋落への隧道あり。日光御下道と云、辻古は鶴ヶ谷落より中古瀬ひよて当所を踏取とせり、其頃まで大門村と囃えしを取場となりしより大門町と改め、又後年今の如く宿と改む。正保改定のものに大門村と見え、元禄のものには町と記せり。宿と囃えしは此後なることを知る。東西八十町、南北二十五町程、東は北原村の猪池字行橋及差向、戸塚の村々にして、南も戸塚、面密、北原の三村に境、西は大崎、玄蕃新田、北は辻、中野田、下野田の三村に接す。又綾瀬川を隔て駒至親釣上村に對す。

民戸百五十軒、多くは往還の左右に連往せり、これも天々保用水を引て耕種す。戸田家

譜に伊豆守老泉幼名善千代母方の氏を以て水勇と称し、慶長二年九月当所に於て承地を賜ひしこと親由正保の頃は兩郡対馬守が領地なりしが、後上りて、御料となれり。檢地は寛永申改めしを、再び宝曆十年一色安武守石谷浦後守亂せり

喜礼場

御旅道の内中程にあり。

小名西方

郷には土人私に西方村と呼び此郷にてむ指て一村の如くなせり

桐谷、坂ノ臺、神明久保 行谷 姥ノ懐、繩手、

瀬戸久保、野原、窪山、沢間原、上、下、原

山川 綾瀬川

東北の方にて本郡と埼玉の界を流る、幅十町、此川に土橋あり、出合橋と名づく、長さハ町なり。

新綾瀬川

是も東北の方を流る。此川は当所北の方にて綾瀬川を合流し、村村を貫き、南流

して美の方に至り又綾瀬川に合す、これ江戸へ運送のため延宝年中、願ひ上て、新に掘しものにて他村にはかからず、橋十尚餘、中程にて土橋あり廻手橋と号せり。

樽石川

東方を流る、幅四町

○神社 十二所権現社村の鎮守 別当

華嚴寺 新我良言宗、宿内大興寺門徒、熊野山
望光院と号す。雨山瀧盛、寛永元年、

十一月三日敷せり。牛頭天王社、
本尊不動を崇ぜり。

桑天社、稻荷社 当社は小名西方の鎮守なり。
以上三社は村民の奉

淡向社 大天寺 稻荷社 多門寺 神明 八幡
の奉

春日合社 華嚴寺
の奉

○寺院

大興寺 新義興寺家、源村密蔵院の末、慈眼山
觀音院と号す。本尊不動は天教大師の
作にて、長さ三尺許、天正年中寺領三
石の御朱印を賜ひしに、百縁のため
鳥背になり、高は元禄年中に賜へり
云、雨山永義、天保二年四月八日敷せり

鐘樓 鐘は宝永年中鑄造
せしものなり 稻荷社

觀音堂 如意輪觀音にて一尺
五寸許、行基の作。 峯頭

多門寺 地蔵を本尊とせり。雨山尊滿
元和四年五月十四日敷せり。 天神社

圓福寺 同宗、宿内大興寺門徒、匡王山飛光院
と号す。本尊不動を崇ぜり。雨山永義、文祿

地蔵堂 村民の
阿彌陀二字 一は華嚴寺持
一は村民の持

二年三月五日敷す。

慈師堂 慈師は長さ一尺餘、坐像
にて行基の作と云。 後唐社、大字堂

光園寺 同宗にて同寺の門徒なり。大聖山明王
と号す。雨山教尊、天保二年と月廿九日敷
す。本尊とす。

地蔵堂 村民の 阿彌陀二字 一は華嚴寺持
一は村民の持

○ 來迎阿彌陀三尊板石塔婆

所在地及び所有者 浦和市大字大門 大興寺(往取鈴木照光)

指定年月日 昭和四年三月廿五日

指定種類 有形文化財 (考古資料)

一 塔婆形状

高さ・一・〇二メートル 幅上額三二七七

下額 三三・五 厚さ 三 種

頂部は三番形を呈し、額部の切りこみも比較的
深い。天蓋が最上部にあり、中央部の阿彌陀如
來は蓮台の上にあり、正面を向いた透紅石立像
で來迎印を結んでいる。光背は頂部を中に円
形に彫られ、後光が丁寧に酸刻されている。

その下に向きあつた取持、尊坐、観音両菩薩がやち藤をまけて対称的に配置されている。三尊とも飛鳳下のつた線である。その下には梵字による梵字があつたらしく、その一部が認められ、図像には金箔が施されていた痕跡がある。銘文がないので製作の時代は確かでないが、天蓋、厨縁の様式等から南北朝時代の終り頃か、室町時代の初期につくられたものと推定される。頂部の一部に欠損がある。

二 考察

この種の厨縁板石造像は、県内には数例あるが、その中で最もすぐれたものの一つであり、代表的な作例といえる。風化がやや進んでいるので、指定し保護する必要がある。

浦和市文化財調査報告書第十三集

③ 大興寺の天然記念物

- (ア) ヒヨクヒバ 二株 昭和四三・三・三一指定
 甲 高さ二〇米 幹まわり 二・六五米
 乙 高さ三〇米 幹まわり 三・三五米

- (イ) ヒイラギ 一株 昭和四三・三・三一指定
 高さ 一〇米 幹まわり 三・五米
 (ウ) ウメ 一株 昭和四四・五・二一指定
 高さ 一〇米 幹まわり 二・三米

④ 大門神社の天然記念物

- (ウ) 大けやま 一株 昭和三九・三・三一指定
 高さ 三四米 幹まわり 五・七五米

2. 文永七年銘板石塔婆

所 在 地 浦和市大字同宮長福庵寺裏地
 指定年月日 昭和四十二年三月二十五日
 指定種別 有形文化財(考古資料)

一 品質形状

高さ 一・一〇米 幅 三六種
 厚さ 四・〇種

この板石造像は高さに比べて幅が広く額のみりこみも大きくすんぐりとした異形附な鎌倉時代の特徴を有している。上部中央に阿彌陀如来を示す梵字「キリク」がやや縦に長く、形の深い葉形彫で刻まれ、その下に扁平な蓮

合がつかれている。蓮台の下には、中央に「文永七年七月廿又日」の記念銘があり、その西側には二行あつ、次のような銘文がある。

設戒得弘十方衆

生聖心極深放生

我國乃至十念若

不主者不取正覺

二 考 察

や、風化が進み、銘文も判然としない部分もあるが、建立が文永元年（西暦一二〇一年）七月二十又日とはつまりしており、当代のものとして完好な例といえる。（現在のところ市内最古の板石塔婆である。）特に銘文の隅は大無量壽經の四十八願中の第十八願である。第十八願は、正確にはこのあとに「唯除五逆、誹謗正法」のただし書がつくのであるが、四十八願中最も重要な願とされ、阿弥陀仏が法蔵菩薩であつたときに立てた願である。王承頼にあるいは内意から念仏往生の願とも称される。大無量壽經の要旨とも言えるものである。

このようなことから本資料は、浄土教（とくに浄土真宗）の教化を知るに注目すべきものである。浦和市文化財調査報告書第三三集）

3. 中野田村と明照寺

① 中野田村 中野田村は江戸よりの行程前村に向じ、東は玄蕃新田及び庄村の飛地につづき、幸口下野田村にて、西は辻、代山の二村に隣り、北は高畑村に接せり。東西十町餘、南北七八町、用水は天久保用水を引込ぐ、民戸三十八、村の西に寄て日光御成道がかれり。当村正保の頃のものに春日佐右江門知行と見ゆ。今もその子孫春日兵庫が知る所なり、村内明照寺の伝によれば、爰は春日氏の旧領なるによりて、御入國の褒賜ひしものによ、検地は承応三年の改まりと伝ふ。又下野田村の内に飛地あり。

高礼場 村の中程にあり。

小名 冠木 村の西端を云、古へ岩槻太田の豆

に名とせりと云う。標の跡跡は隣村、代山村の内に入り。

四淨寺・欽徳院・五郎次下・攝ノ内、野火崎
樓間

神社 稻樹社 村民

寺院 明照寺 寶徳院と号す。本尊茶師はにて

慶の作にして長丈一尺許、また堂中に長丈九寸許の瓦沙門を置せり。其も同作と云、寺伝

に卷曰ハ部行元、尊氏將軍より觀念三年九月十八日の下し文ありと、野田中丸を領せり。

此頃寺は、僧徒と傳へて、殊にかの寺院なりしが、行元文代の孫慈日下總守兼光、

己が室月嘗て法正の季を用ひ、改めて明正寺と号せり。法正の季を用ひ、改めて明正寺と号

中興となせり。文龍は元和三年正月十八日寂し、本山第二番大雲文龍をもちて、己と同く

とし、景定は元和元年と月四日辛酉。正を照と改めし所以はしらず、今慈日氏の伝による

に春日入道行元は將軍善内社へ置りあり。其文に武に其の傳行れて尊氏より下文あり。其文に武

殿副足立部補衣部内、菅谷村丸と稱するものせ、觀念三年九月十八日と記し、當寺には同

年同日野田中丸を号しと云ふべし。其こと下文及び家伝にもいわざれば疑ふべき疑なれ

と後に此辺をもち知せしことありて斯云にや。又下總守兼光は、初め岩槻の城主太田美濃守

入道三兼がもとに育て、親者大將となる。

鐘樓

寛永元年鑄造 重殿権現社 村の鎮守なり

其後北条氏政の招きに志じ、小田原に赴き度々軍使を相す、小田原落城して、後氏房に從ひ高野山に至り、又肥前國唐津に赴き、氏房奉して後入道せり。此時兼光本多法濃守正徳を輔佐として召出され、采地千五百石を下し給ふ。元和元年と月四日杖見に放て卒す。歳と十五、其子左兵衛尉兼光も小田原に在りて軍功ありしが、落城の後兼光と共に氏房に從ひ、氏房没してのち父と同じく召されて兼光に從ひ奉り、食祿を賜はり命によりて合徳院に在り奉り、密合親善を勤と云、今當寺は春日代々の權越たり。天徳院殿相殿大夫兼光善安大居士、これ前星景定の法嗣にして落陽東山禪林寺に葬り、後に吾寺の遷可へも別に墳墓を建と云、又景定の父下總守行光は天正四年十二月四日卒し、大泉院殿立全榮應主と号す。景定の子左兵衛門兼光は寛永十六年四月二日卒して、長徳院殿兼光大居士と法號せり。これも兼光の孫なり。此餘代々及び氏族の位階を世に傳へ、又中古より代々の葬地にして各々その墳墓あり。

重殿権現社

村の鎮守なり

寺より此にありて重殿山と稱えしが、當寺中興の時今の如く禰の内となし、これをもち山号ともなせり。本社は禰の四方宮に別々に施をなして分てり。本社の禰に天神及給荷の社あり。

愛宕社

社正元十九年三月廿四日の勅請なり。

ひらげし時、境内に入門しと云ふされど、これ

岩は春日氏代々軍中の守護神とす。天正年中

肥てこの雅親に新念し、春日の戦に乱軍の中

と入り大いに功をあらはし、我給を尊返りし

と云ふ。

松源寺

同崇明殿寺の未にて、不劫山と号す。

十一月二日 不劫堂、阿弥陀堂の村誌

(2) 春日氏一族の墓

所在地および所有者

浦和市大字大久保領泉
三六三番地大泉院
(注) 泉橋周三

浦和市大字中野田
一六六番地明徳寺
(注) 泉橋周三

指定年月日 昭和四十三年三月三十一日

権限の種類 史跡 調査年月 昭・四二・六・二

(概要)

春日氏は、江戸時代には旗本(はじめは本家、
一五〇〇石、分家五五〇石であり、後に本家、分家
あわせて四家となり石高合計二七五〇石となる)で
あり、浦和市内では中野田村三百石の領主であつた。
同家は南北朝時代頃から北足立地方とは古い関係
をもつており、足利氏から上杉氏、後北条氏、太田
氏等の家臣として代々活躍していた。一方大泉院ゆ
明徳寺等の開基となつており、そこを菩提所として
いたなど、郷土に深いゆかりのある武人一族の墓と
して貴重である。

浦和市は江戸時代初期には天領、旗本領、寺社領
等が入りみだれていたが、やがて旗本領は一部を感
して天領にかわつてしまつた。それらの中で中野田
村は江戸時代全期間を通じて、春日氏が代々知行し
ており、明徳寺の墓は旗本の支配を示す好資料とい
えよう。

春日氏の本家は兵庫郡、兵庫などと称していたこ
とが多いが、現在浦和氏下大久保に「春日谷戸」或
は「兵庫田」と云う地名があり、中世における同地
方の領所や開発等にも関係があると推測され大泉院

の墓は浦和市の中世史を知るうえでも欠かせない
 武人の墓である。

(墓誌銘)

大泉院

1. 正面 「天正四丙子天」十二月五日

「春日入道」下総太守

「当寺開基」大泉院殿

「茂岳全宗」 (春日行光)

2. 正面 「長徳院殿深設伝藤居士

「寛永十七庚辰年」四月二日

「武藏国足立郡」春日左衛門

(春日家吉)

3. 正面 「成安院殿」山京忠信士

「元和八壬戌天」十一月十二

日 「祖父」春日左次衛門

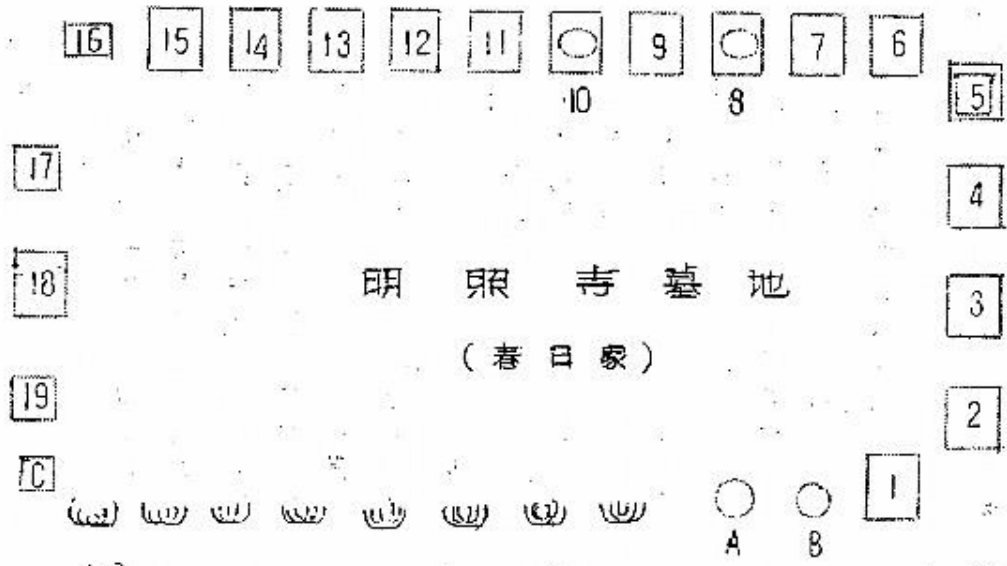
(春日家春)

4. 正面 「淨智院殿」月庭幽山公信士出位

「明暦三丁酉天」八月十六日

「春日左衛門下」

(春日篤重)



明照寺墓地

(春日家)

明照寺

(1) (正面)

永昌院殿清翁

淨觀大居士題

(左側面)

「天保三年壬辰

龜長四月二十有

九日」春日天

尊藤原行定墓

「世壽四十歳

(右側面)

以とたははいつ

れ行くべき死對

の感」ここに

にかかるとり雲

もなし

(春日行定)

正面

「淨智院殿徳洲蓮

齊大居士」

(右側面) 「文化八年辛未年七月二十八日」

「春日八郎藤原行道」 「世再四十四歳」

(左側面) 「身まゆらんとせし時によめる」

「教妙の准のゆめをゆめとのみ

おもひはかなゆめの中

(春日行道)

(3) (正面) 「天徳院殿南與善安大居士

「朝敵大夫」 前下總守」

(西側面) 「夫天徳院殿有当蒙采地元祖也昔年

慶長末志大樹殿下鈞命為藩藩於城州伏見城

被征朝敵大夫從五位下兼下總守守有景定幽

余古稀既已五年深病干往所元和元年七月四

日卒葬邊被於洛陽禪林寺塔干此春秋已經一

百五十年今玄孫拙予遙与知其風常之將植處

感遺福之哀彼今新造於一區塔而立景定附基

之山康敬功德於後來赫著忠烈於累世而告耳

誠於百皆各相共一福冥功三嘆其德不日塔成

矣綴敬善誌之

干時明和甲申秋七月 (春日景定)

玄孫春日惣九郎藤原行兼誌焉

(4) (正面) 「大徳院殿本岳自服大居士」

(右側面) 「天明七丁未屋十二月十八日」

(左側面) 「春日自由藤原行兼」 (春日行兼)

(5) (正面) (齋 戒)

(背面) (春日親兵衛對宗定)

(台石右側面) 「寛永十二乙亥」 二月二十八日

(春日景定)

(6) (正面) 「春宮院殿日與心悅道感大居士」

「青松院殿真與春祝清永大姉

(右側面) 「寛保三癸亥年十月六日

(側面) 「元文四己未年五月二十二日

春日行條夫妻)

(7) (正面) 「陽月院殿坐鑑貞光大姉」

「元文五庚申」 十月初七日

(背面) 「陽月院有息女嫁為管沼次郎九郎之

妻元文五庚申歲十月七日行年廿四歳而往葬干

武汉市ヶ谷長電寺耶感当为中野由村屋予祖承之

宗地明親寺亦長著提結綴之寺乃就對寺為息靈普

提結結之々終遠百念之忌景聖月滿日加修追福焉

猶復野明於田園備永代之祠堂料而修善作福莊嚴
報地之儀長契今願恩焉若田產耳石之事具記于什
物課及契券者也

元文五庚申歲十月七日

檀主春日左近門藤原行保

春日行保女・菅沼主膳正虎常妻

(8) (正面)

「被山智社童女」

(背面)

「元禄十二卯天七月廿九日」

(9) (正面)

「真社院殿本苑新源大居士淑羅
重次元甲申天」六月二十日

(春日殿障)

(10) (正面)

「花林寺春禪童子善養中」

(背面)

「元禄十一丁丑天正月廿二日」

(11) (正面)

「正藏院殿盛藏康船大居士神儀」

「元禄三庚午歲」六月九日

(春日殿次)

(12) (正面)

「橋莊玉鳳院殿台室貞妻大姉叔重

天和二壬戌歲」三月廿七日

春日家次妻・水野五波守忠直女)施主

(13)

(正面) 「惠尊院殿月夜山居士施主神儀 敬白

(右側面) 「岩田曆四丁酉年」

(左側面) 「八月十六日」 (春日勝重)

(14)

(正面) 「法世院殿寂光道空居士」

(左側面) 「寛文四年辰年」

(右側面) 「四月十日」

(背面) 「俗名 藤原氏春日左近門尉家久」

(15)

(正面) 「此法隆院松月清蹟居士覺靈位」

「延宝七丑」十一月十三日

(春日家久)

(16)

(正面) 「玲子香山見電活士」

「花林淨禪礼童女」

(右側面) 「慶政八丙辰八月十七日」

(左側面) 「慶應四戊辰五月朔日」

(17)

(正面) 「本然院殿淨喬利清居士」

(右側面) 「享保元丙申」

(左側面) 「九月二十一日」

(18) (正面) 「酒瓶身相模殿金山妙色大姉御禮」

(右側面) 「安永乙戌戌年」

(左側面) 「九月二十一日」

春日氏墓所一覽

一、 禅林寺 東京都左京区永觀堂町

一、 大聚院 酒田市大久保領家

一、 明照寺 酒田市中野田

一、 桂全寺 北尾立郡伊奈村小針内宿

一、 蓮興寺 東京都中野区上高田

旧東京都文京区小日向

一、 長昌寺 東京都新宿区市谷猿王寺町

一、 法福寺 東京都台東区浅草

一、 大泉寺 甲府市

(酒田市文化財調査報告書才十三集)

(19) (正面) 「法各淨輪祥童子御禮」

(右側面) 「天明二壬寅年」

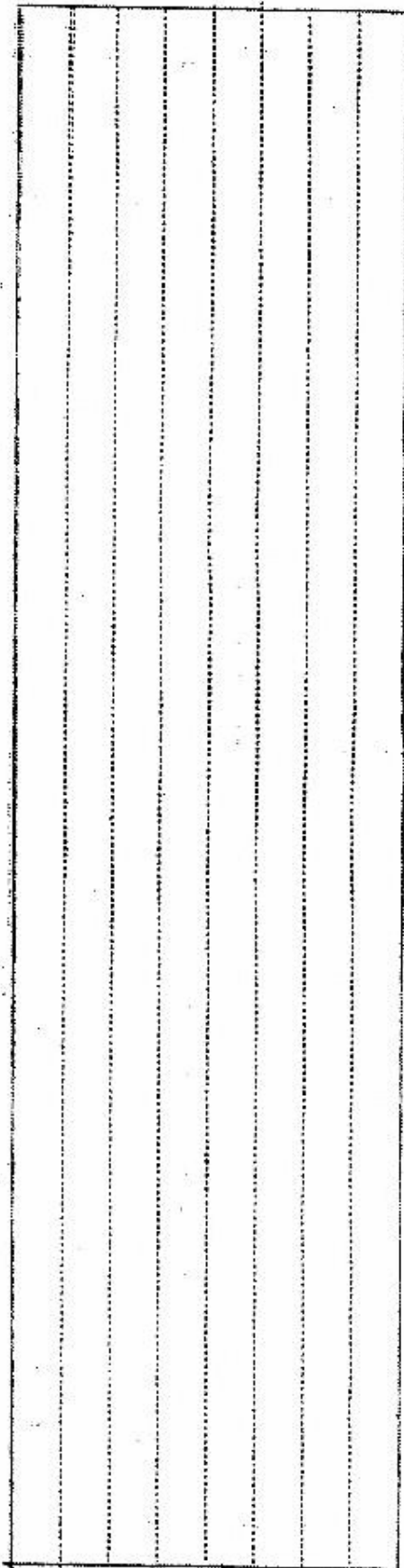
(左側面) 「十一月五日」

A 石燈籠 「寛文四年四月十日」

B " 「天和二壬戌五月廿九日」

C 「春泉御鷲止處」

備考 「X王」



(3) 藤原氏 支流

春日(かすが) 註 ○印が家督相統者

今の皇譜に中納言長良が孫飛騨判官代為吉は
じめて春日を称す・行元は其後裔なりといふ。

○ 行元ゆきもと

八郎

等持院尊氏につかへ、軍功ありしかば、
正平七年北朝九月十八日武蔵國足立郡
福成郷を領すべまむ以下文をたまはる。

○ 某

兵庫助入道、今の皇譜八郎のち兵
庫助入道行東に作る

○ 足利基氏あしかげにつかひ

今の皇譜行東が男を八郎行兼のち兵
庫助入道信通とし、足利氏譜及び滿
兼に歷仕す・其子を行高といふ。按
ずるに兵庫助入道某今の皇譜足利持氏
に仕へその子兵庫助入道某今の皇譜持氏
に仕ふといふ。年代を考ふるに基氏卒
するの年より持氏受取のはじめまで

其年間四十四年に及ぶりしかるとき
は寛永系図にしるす如く三三の同
一代を脱せしが、家継行兼行高の同
行兼一代を加ふるものいわれなまに
あらず、よりに其異同をあけて後述
に補ふ

○ 某

兵庫助入道 今の皇譜に八郎のち兵庫助行
高入道に作る。

足利持氏のとま軍忠をばけまし一應
永三十一一年五月廿一日持氏より恩状
をうく。

○ 某

八郎太助 今の皇譜に八郎行兼に
作る

上杉兵庫頭瑞方及び右末飛騨忠下つ
がへ康正元年死す。

○ 某

下總守 兵庫助 今の皇譜に八郎
下總守兵庫頭行高に作る。

上杉天海は、重房及び民部大輔顯定にはへ、頭走銀屋の
のち、北条早苗に嫁し、其身武藏國高野山にまいて死す。

○
星泉定

八郎 夫重助 下総甲入道

はじめの言親の城主太田三隆がもとにあり、のち北条氏政
に嫁しりばしば軍功をあらわし、丹子左衛大夫成直及び
十郎成房より感状をうぐ。天正十八年小田原陣のとき、成
直はけまし、山田野務城の後、成房にしがいて高野山
に逃り、肥前國高津にうつさるゝのときも、これに從ひ
成房をすゝむのち、法橋す。とまて本多佐渡守正信をも
つて御座下に召され、御座下につかへたことより、武藏
國足立、陸奥國新治、東肥前國の内、放て米地五百石を
賜ふ。其のち御座下にならばまむね御世をかうなるとい
へども御て舞し奉る。慶長六年与力三十職をあまけり、
状廻城大手門の番をつとむ。元和元年七月四日の地に
おいて死す。五十七、法橋不安今の皇、東師の神林寺に
葬る。

○
京定

興女衛 北條氏政及び氏直につかひ

○
士定

備土之助 北條氏直に仕へ天正十八年小田原

高野山口にして封死す。

○
家土古

八郎 左衛門

はじめ父とこと言親に仕し、のち北條氏政及び氏房に
つかへ、しばしば軍功をあらわし、山田源次將の將、氏
房にしがいて、高野山に逃ぐ。氏房卒してのち、豊后し
其のち父京定とておなじくめされて、東肥前國に拜訪し、食祿
五百五十石をたまはり、(高野山)、(高野山)、(高野山)、(高野山)
在勤め、後大番となり、元和元年父京定死すののち、
其職を継ぐ、たまにたまに父の五百五十石の地を後男
孫吉家春にたまふ。其後父にがはりて状廻城大手の御門
番をつとむ。のち二系城大手の御門番となる。寛永十六
年四月二日かの地において死す。五十七、法橋松藤、
其地高野山におなじ、妻は足利輝成の臣相馬源右衛門が女

○
女子

宅田伊織忠次が妻

○
女子

高野古馬助房勝が妻

○
家春

春日左衛門高野房勝 跡奇、則に家春を承す。

上杉兵庫必重房嗣及び長孫大輔廣定に仕へ、諸患歿死の
のち 北条早雲に感し、茶身武敏高直視を以て死す。

○ 泉原定
いへまは

八郎 兼重助 下総曾入道

はじめ岩瀬の城主太田三深がもとにあり、のち北条貞政
に重しむれば、専功をあらわし、其子左衛大夫直直及び
十郎氏房より専承をうく。天正十八年小田原陣のとき戦
をばけまし、山田原落城の後、氏房にしたがひて南野山
に落ち、肥前國南津にうつさるるのときも、これに従ひ
氏房卒するのち、法親王。と去て承を佐渡守正信をも
つて御意下に召され、武藏高尾につかへたてまつり、武藏
国足立、時陸国新沼、直野三箇の内に於て築地五百石を
賜ふ。其のち御承本にならばむね御世をかうなるとい
へども強て辨し奉る。慶長六年与力三十期をあすけり、
伏見城大手門の番をつとむ。元和元年と月廿四日の丑に
おいて死す。年七十五、法名不安、今の皇 實師の種林寺に
葬る。

○ 泉原定
いへまは

與共衛 北條氏政及び氏直につかひ

○ 定勝
いへまは

衛士之助 北條氏政に仕へ天正十八年小田原

南野山口にして討死す。

○ 家土古
いへまは

八郎 左征門

はじめ父とこしに信濃に仕し、のち北條氏政及び氏房に
つかへ、しばし城攻をばけまし、小田原落城の時、氏
房にしたがひ、南野山に落ち、氏房卒してのち御承し
其のち父泉原定ともなづくめされて東照宮に拜謁し、食祿
五百五十石をたまはり、(宗親) 金徳院殿につかへ奉り、時令命
を勤め、後大番となり、元和元年父泉原定死するのち、
其遺骸を継ぐ。去まにをまゝの五百五十石の地廿長男
孫吉原春にたまふ。其後父にがはりて伏見城大手の御門
番をつとむ。のち二条城大手の御門番となる。寛永十大
年四月二日かの地においで死す。年七十五、法名長勝、
華地景隆におなじ、妻は足利晴氏の子相馬藤白征門の女

○ 廿二子

室町伊織成次於妻

○ 廿三子

馬場右馬助房勝が妻

○ 家吉香
いへまは

春日左大臣高顯が祖 跡吉、別に家を築す。

今母なるに、實家宗國家汝等見て、家系を承とす。

行直が今の重頼に母を娶とす。家汝を姉とす。

また重頼が今の重頼に家母元正入年十一月十二日死し

年三十二といふ。これより推せば、天正十九年の生まれ

なり。家汝は行直が重頼に嫁に家母元正の生まれなり。

しかりは家母元正の重頼に嫁に家母元正の生まれなり。し

れども家母元正の重頼に嫁に家母元正の生まれなり。し

て上下しるせしなり。今後、行直が重頼が重頼に嫁

りて其家母をあらため。

○ 家汝

八十郎 與市 左近門

家母元正はじめて重頼に嫁に家母元正の生まれなり。

時トトオ、のち行直が重頼に家母元正の生まれなり。

む。重頼を元より入嫁重頼の家母に嫁に家母元正の生まれ

七年重頼をさつぐ。その後重頼を重頼し、山首頼に嫁に

延慶五年四月十二日十二日歿しし。元禄三年六月九

日歿す。年八十、法名宗光。武家宗光正左衛門重頼

村の頭重頼と稱す。妻は家母元正の生まれなり。

○ 勝重

與市 伊左近門
父に先だらて歿す

母は元正前正光が妻

○ 廿子

○ 家久

春日八十郎行河が祖
別名となる。 4助 八郎左近門

○ 廿子

鳴田權三郎政信が妻

○ 廿子

馬場十郎右近門梅村が妻

○ 義隆

八郎右近門 左近門 母は忠重が妻

延慶五年四月十二日家母元正、年八十石左近

行し、旧知及び新田五百石を逐左天杖輪村に分

ち与ふ。のち定正頼の承地を割て、下総國葛飾

郡のうらにうつさる。六年三月二十九日御小姓

組の番主とせり。元禄十四年八月二十一日、其

勢にひたされざるにより、山首頼に嫁にさる。

室が元正六月二十日歿す。年五十二

法名 壽源 縁地家汝におなじ。妻は葛藤主膳

忠重が妻。徳重は元下直頼利次が妻

ゆまのり
行條

内職師 左江門 美石阿波國中母家耳

高江大正初年其母、母は美石、養母が妻

子とせりて其女を養とす。

寛政元年八月二十九日産誕を經、十一月十三日母の

て傳應院殿(新吉)にまゝせり、三譯七月二十一年

齒小姓組に列し、大正十二年十月十日に建前内匠頭

政守にまゝりて、其母國傳の事終つとせりとなり、母

厭三彌、徳命三教を奉む。正徳元年正月十一日、御徒

の頭下すすみ、六月四月御徒並職ることとせりある。

享保三年三月十三日 御國傳のとき其子の和歌御旨

下かむひ、十五日御職二領をたまひ、十月朔日秀を辨

し奇合に列し、享保三年十月十日に死す。享和十三、

滋養 通徳、淡神の法習をたまふ。其母養母が女

女子

行條が妻

政春

新八郎、左江門、其母在左江門養母が
養子

其

長吉 紋之助

享保元年八月九日母の死して其母國傳(新吉)に

ゆまのり
行條

まみえたてまつる。時に二十二才、寛保元年父
に先だちて死す。享和十七

其之期、内職師、左江門、徳九郎、政仕君
自由、其は母日左兵衛倫儀の養子、母は、
東條藤公夫人養母が女、行條が養子とせりて
其女を養とす。

寛保三年十二月二十五日、遺跡を継、延享元年

三百三十二日母の死して其母國傳(新吉)に拜親

す。二月五月十九日御職の御書院番となり其書

十二年十二月二十六日退を辞す。明和八年八月

八日致仕し、天明五年十二月十八日死す。年

六十三、法名 百眼、葬地取次におせり。其は

行條が女、後妻日川淡輪中母養母が女

女子

行條が妻

女子

菅沼主膳正流儀が妻

ゆまのり
行條

徳三郎 左江門 美石山尾彦左江門信頭が

二男、母は美石氏、行條が養子となりて、其

女を養とす。

明和八年八月八日 家を継ぎ、安永元年六月十三日はじめて淡路服版(原治)にまみえたてまつり、十二月廿日御菩提の誓主となり、五年四月十日遷を歸す。天明元年九月十一日元に行難が妻、家世伊藤孫右衛門茶と不義の争ありしかば、止争を辨せ二人ともに殺害すといえども、妻は悪家の女たるにより、横父に對して安んぜず。これがために病を致す。

ゆへに行來に、ひいて一向をしつらひ頼み居ること、父及び家族皆が住居に近く、いよく心を安んぜず、病にさ、はうしかは居所をあらためむ事をこふと言えども許さずし、永くかくのごとくにて日明永言言が、苦新殺等のことも心にかなはず、しまりにかの一回、をばはれのことともあもい、刀をもちかき瀝にしのび出で、若年寄米倉血殺守備時がもと下いたり、手の袖木を斬らるの状、病弱のなす怨なりといへども、不義の至まりとして、殺して永く絶滅せしめらる。

明和八、九月三日没す。年五十一
法名 康の 報世行條下おなじ、其は行來が女

女子 行難が妻

女子 徳永於市郎正が妻

行道 馬太 元行難が妻

伊まみち
行道

馬太、實は行來が二男

母は康の、行難が妻となる。

天明元年九月十一日 家を継ぐ。明十四才 米地 千八十一石

八年四月二十八日 是じめて將軍(家理)家にまみえ たてまつる。喜阿大内丹下志保が女、後妻に日本間 越三郎内妻が女

其 永貴

行道 拾八郎 母は康のが女

其 金太郎

女子

徳永於市郎正